

令和 8 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 18 日（木）
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和 8 年 6 月 18 日 午前 8 時 58 分 委員長宣告

4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第 35 号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

2. 事前質疑

- (1) 桜の木等の伐採について

3. 報告事項

- (1) リニア中央新幹線建設事業の進捗状況について
- (2) 市指定ごみ袋の現況について
- (3) 次期ごみ処理施設について

4. 協議事項

- (1) 次期委員会への引継ぎ事項（案）について

5. 出席委員 （8 名）

委 員 長	山 田 喜 弘	副 委 員 長	前 川 一 平
委 員	伊 藤 健 二	委 員	川 上 文 浩
委 員	酒 井 正 司	委 員	澤 野 伸
委 員	伊 藤 壽	委 員	奥 村 新 五

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	小 池 祐 功	建 設 部 長	中 井 克 裕
水 道 部 長	松 本 幸 太 郎	文化スポーツ課長	藤 本 里 美
環 境 課 長	土 田 英 雅	都市計画課長	太 田 武 則
土 木 課 長	間 渕 晃	管理用地課長	原 文 政

8. 参考人

可茂衛生施設利用組合	事務局長	古山友生
可茂衛生施設利用組合	総務課長	永田 匠
可茂衛生施設利用組合	建設推進室長	右近武彦

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木 賢 司

議会総務課長 平 田 祐 二

議会事務局書記 高 木 将 行

議会事務局書記 奥 村 晴 日

○委員長（山田喜弘君） おはようございます。

定刻前ではありますが、ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、協議事項 1. 付託案件、議案第 35 号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○土木課長（間瀬 晃君） 議案第 35 号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料番号 1. 議案書の 72 ページ、資料番号 4. 議案説明書の 5 ページとなります。

今回の改正理由についてでございます。

まず、国の道路法施行規則が改正され、同規則第 1 条に規定されている特定車両の種類が、従来の第 1 号から第 4 号までに加え、新たに第 9 号まで追加拡充されました。これを受け、バリアフリー基準を定める国の移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第 33 条における公共用通路の規定につきましても、特定車両の種類の追加に合わせる形で改正が行われました。本市の条例は、この国の省令を参酌、つまり基準の参考として規定していることから、国との不整合をなくすため、同様の改正を行うものでございます。

ここで、法律が想定する旅客特定車両停留施設とは、国の主要な交通ターミナルや、東京のバスタ新宿に代表されるような高速バスや路線バスが多数発着する大規模なバスターミナル等の施設を指すものでございます。

結論から申し上げますと、現在、本市にはこのような施設に該当するものはございません。したがって、今回の改正は、現時点で市内に具体的な工事や運用の変更を伴うものではなく、今後、本市においてこのような旅客特定車両停留施設を整備、設置する際にバリアフリー基準が適用されるよう整えておくものでございます。

次に、具体的な改正内容についてでございます。

本条例の第 30 条におきましては、公共用通路に関する基準を定めておりますが、この条文内で引用している特定車両の範囲について、これまでは道路法施行規則第 1 条の第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車としていたものを、今回の改正により第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号に掲げる自動車へと改めるものでございます。

なお、今回の改正に伴い法的に追加された車両の分類につきましては、協議題の 2 ページの資料にある網かけの部分が追加されたものになります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第 35 号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

○委員（酒井正司君）　ありがとうございました。

まあ該当施設がないと。これは第6章のほうに詳しく載っているんだけど、幾ら読んでも分かんないんだよね。ないんだもんね、考えてみたら。

だから、可児市内にないのに、何か現状追認するのかな。というのは福祉車両なんかが増えたんで、そういうことが必要なのかなと思って、読んで、今分かりました。

ですが、例えばの話ですけど、リニアが開通した場合、それに伴う道路関係の主要施設が変わった場合に、可能性というのはどうなんですか。例えばこの可児市に限らず、近隣にそういう施設ができる可能性というのはあるわけですか。

○土木課長（間瀬　晃君）　県内で確認したところ、これを適用しているところは現在ございません。

今、例えば可児駅の前とかを考えたとしても、これを規定してしまうと自動車の乗降ができなくなるということは、駅前広場の手前の可児駅前線だとか県道のところにしか、駅前広場のロータリーに入れなくなっちゃうので、そうすると違う意味で交通渋滞を起こすことになるだろうし、駅前広場に行くと、南側には真ん中に自動車の駐車場もあるぐらいなんで、現時点ではそういう自動車駐車場もあるということを考えると、そういうことも考えながらやらないといけないんで、これを適用するのは、現在では厳しいのかなとは思っております。以上です。

○委員（酒井正司君）　ありがとうございました。

○委員長（山田喜弘君）　ほかに質疑はありますか。

○委員（伊藤健二君）　単純な説明を求める質問ですけど、この公共用通路の後に書いてある括弧でくくってある旅客特定車両停留施設というのが、さっき新宿なんかの大きいと言ったけど、いわゆる特定車両とここでいうものは、バスであるとかマイクロバスであるとか、さらに小さいけれども運転手が別におって、お客さんとして人を乗っているという範疇の概念なんでしょうか。お願いします。

○土木課長（間瀬　晃君）　そのとおりで、お客さんを乗降させるということを指しております。以上です。

○委員長（山田喜弘君）　ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もございませんので、討論を終了いたします。

これより、議案第35号　可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとし、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩とします。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時08分

○委員長（山田喜弘君） では、会議を再開いたします。

協議題2．事前質疑、桜の木等の伐採についてを議題といたします。

提出者の伊藤健二議員に説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 桜の木等の伐採についてという標題で質疑をいたします。

市道沿いの桜の木等の伐採についての対応並びに管理方針についてお尋ねをします。

可児市運動公園ができて、利用者の駐車場に桜などの樹木が植栽されています。駐車場周辺に、数えてみますと約45本程度の樹木ですが、中には枝折れの危険木もあるわけです。

1月頃に、6月に伐採する旨の看板もあったように記憶をしていますが、全部の樹木を伐採することに苦言をする市民がおられ、私の自宅にまで電話をしてきました。

こうした中で、一方で3月の本市可児市ホームページに見たように、市庁舎周辺、河川敷公園への桜まつりでは市民に喜ばれたわけではありますが、そのための樹木の管理にキリンビール株式会社の民間連携も生かされております。その同じ桜の木の扱いの落差、違いに若干悩むところであります。

そこでお尋ねをするわけですが、質問の1として、坂戸の運動公園駐車場の樹木について、管理方針の変更はないのでしょうか。若い樹木は残して選別をし、枝の剪定もして、危険を取り除きつつ管理していくことはできないのでしょうか。この点についてどうでしょうか。

もう一点、先に質問だけ述べさせていただきます。可児市市道の樹木並木についての管理、対応方針については、関連した事項としてどうしていくのでしょうか、お尋ねをします。よろしくをお願いします。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 質問1についてお答えいたします。

運動公園の駐車場整備予定地には桜等の樹木が植栽されておりまして、今後予定しております運動公園整備事業の調整池設置工事や駐車場整備工事の実施に当たって、老朽化した桜

など支障木を伐採すること及び周辺住民への周知のための看板設置について、3月11日に開催されました建設市民委員会で報告させていただいたところでございます。

看板につきましては、桜が開花する前に周辺住民の皆様にお知らせするために、2月下旬に看板を5か所設置いたしまして、6月以降に伐採する旨を記載いたしました。

駐車場整備工事の用地でございますが、運動公園におきまして大きな大会などが開催されるときに、既存の駐車場では不足することから、臨時駐車場として御利用いただいている土地、場所になります。本工事におきましては、利用者の利便性を図るため、運動公園全体の駐車場として必要な台数を確保するとともに、伐採せず残すことができる樹木については残すという方針の下、現在残すことができる樹木を選別している準備をしているところでございます。

樹木医の診断を受けまして、運動公園の駐車場用地に残しても、今後、将来的に安全かどうかを判断いたしまして、老朽化等によりもう残すことができないという樹木については、やむを得ず伐採することといたします。ただ、残すことができる樹木については、保存・維持するために必要な剪定等をするなど対応していくという予定であります。以上でございます。

○管理用地課長（原文政君） 私からは、ただいまの質疑の質問2についてお答えいたします。

市道の街路樹約5,100本の現在の管理、対応方針につきましては、次の4点でございます。

第1に、5年周期の定期点検です。可児造園協同組合の樹木医の指導の下、専門的な点検を行い、3段階でリスクを判断しております。倒木などの危険がありますレベル3の樹木については、伐採を前提とした迅速な処置を講じております。

第2に、日常的な点検と情報の把握です。職員の巡回に加え、市民の皆様からの通報により随時異常を把握し、必要な剪定や伐採を速やかに行っております。

第3に、2年サイクルの計画剪定です。毎年、全体の半分ずつを計画的に剪定しておりますが、その際、剪定を行わない残りの半分の樹木についても併せて目視で点検を行っております。これにより、毎年必ず人の目が届く体制を維持しております。

第4に、国のガイドラインに沿った重点巡回です。全国的に樹木の倒木等多発していることを受けまして、国土交通省が本年の3月に策定したガイドラインに基づき、令和8年度より通学路や災害時の緊急通行車両の通行箇所を中心に、年1回の定期巡回を新たに開始しました。そして、予防保全を強化していきます。

これら4つの取組を有機的に組み合わせ、街路樹に関しては市民の皆様の安全確保と景観を両立した維持管理を行っております。以上となります。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して質疑はございますか。

いいですか。

○委員（川上文浩君） 管理も含めてなんですけど、私がお願いしたいのは、いろいろあると思うんですけども、とにかく安全最優先ですね、特に通学路とか。桜の木でもちょっとし

た枝が折れて落ちてきたら、子供に当たったら大けがをしたり、小さい子供だったら亡くなるということもあるよね。うちの近くにもケヤキがすごく大きくなってあったんですけども、横断歩道があって、とにかく人がひかれる。2人ぐらい亡くなっていますけれども、結局ケヤキが邪魔で横断歩道が見にくかったということがあって、全部切ってもらいました。

それもやはり、今は環境の保全も大事なんですけれども、気候が変わってきて樹木の体質も変わってきたり、暑さに弱いものだとか枯れるのが早かったり、中が朽ち果てていくのも早かったりするので、樹木医も岐阜県では50人ぐらいですかね、いるのは。50人ぐらいだと聞いていますけれども、なかなかそれを全部、県中やると、可児市だけ先に進むというのはなかなか難しいもんですから、やはり危険だなと思うところは、私はちゅうちょなく伐採してほしいというふうに思っていますので、熊と一緒に守りたい人もいるでしょうけれども、やはり命大事だよね、最優先事項なんじゃないかなと。

運動公園にしても、あれだけのたくさんの方が来るということと、あそこは広域の避難所で災害のときの広域避難所の中心的な場所になるわけですね、都市圏の。そうするとやっぱり邪魔なものはしっかり今から整えて、いざというときにそういったことが起こらない体制を今から取っておくこと、それが僕は最優先だと思っているんで、こういったやはり環境を守らないかんといい方も分かるんですけども、分かるけど、優先することは、いざとなったときのそこを取るということとは、やはり交通弱者と言われている障がいを持った方やシニアカーとか高齢者の方々が邪魔にならない街路樹であってほしいと思うし、運動公園については、本当に樹木医を入れて時間がかかるのはかかっちゃうよね、やっぱりね、調整なんかしていると。本当はここは人の往来が危ないからというところは、景観よりも僕は安全を優先してほしいなというふうに思う一人なので、議員それぞれ意見は違うと思いますが、ぜひ私は安全を最優先にして考えていってほしいなと思うので、よろしくお願いします。

○委員長（山田喜弘君） 答弁要りますか。

○委員（川上文浩君） 聞いてもらえればいいです。

○委員長（山田喜弘君） 安全優先ということについて、いいですか。

管理用地課長、何かありますか。

○管理用地課長（原文政君） 実際、委員の言われるとおりでと思うんですけども、中にはやはり景観のことを言われる方も非常に多くて担当も苦慮しているところでございますので、本当に先ほどもお話ししましたとおり、点検をして、レベル3に関してはもう本当に切るという形を徹底していきたいなと思っております。以上です。

○委員（川上文浩君） 所管は違うんですけど、学校なんか同じことがあって、回っておるときに、どうしても切りたいと言ったところで地域から猛反対で、思い出の木だから切ったら困るということを言われたけど、これあんまり言ったら、誰々のせいにして切ってくださいとか絶対優先してくださいといって、学校の名前も言いませんが、それで見に行ったらやっぱり危険でした。すぐに切ってもらったということがあるので、それが要は手後れにならないようにしてほしいなと思うんですよ。けがしてからでは遅いよというところがある。学

校の校庭のいろんなもの、くぎとかも調査したと思うんですけども、それと一緒に何かあってからでは遅いので、やっぱり安全は最優先で、我々もそういう方は説得していきますし、一緒になってそういう部分は安全最優先でやっていただけるようお願いしたいなと思います。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） 質問しておいて、木を切るなよということを言いたくて書いたわけではありません。何度も言いますが、安全第一、そのとおりで大賛成です。

だけど、この思い出の木を、あるいはどうのこうのいろんな理由づけで、そうでない意見を持つ市民もおられて、その様々な市民の意見を反映して、最終的に管理用地課が、あるいは担当部局で管理を進めていただくということなんで、問われれば、こういう段取り、手続を経てレベル3からカットしていきましたということが言えるようなことをやっておかないと、結局説明が不十分ということになって、別の問題につながっていくことになりますから、安全第一でやっていただく。適時、一定判断すればもう判断出てくると思います。その上で、中には難しいところもあるでしょうから、そういうときはちゃんと根拠を持ってやりましたと、十分対処して総合判断で切りましたということをやっていただくようお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

議事の都合により暫時休憩とします。

休憩 午前9時21分

再開 午前9時22分

○委員長（山田喜弘君） それでは、会議を再開します。

それでは、報告事項1. リニア中央新幹線建設事業の進捗状況についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（太田武則君） 報告事項といたしまして、1番目、大森工区のリニア中央新幹線建設事業の進捗状況について報告させていただきます。

報告内容につきましては、令和8年5月末時点でのJRからの情報提供となっております。

現在施工中の第一中京圏トンネル大森工区につきましては、延長約4.9キロのうち、隣接しています多治見市の大針工区との工区境から約1,620メートルまで掘削が済んでおります。具体的な場所といたしましては、大森川を越えまして市道27号線を過ぎた付近まで進んでおります。

建設発生土につきましては、ほぐした状態での土量で、令和8年5月末時点で約34万立方メートルでございます。そのうち要対策土は約1万4,000立方メートルでございます。要対策土約1万4,000立方メートルのうち、1,820立方メートルは工事ヤード内の遮水ピットに今、仮置きとなっております。大森の仮置き場につきましては、現在1万2,180立方メートル

を搬入しております。大森の仮置き場につきましては、そのうち約5,600立方メートルを今までに県外に搬出しております、現状、今そちらの現場にありますのは約6,580立方メートルが仮置きとなっております。

全体、仮置き場の容量といたしましては、約35.3%ということでございます。報告は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） この件について質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 掘っていくプロセスで、ほかで発生しているような水がれだとか水位の低下等に関する調査結果については報告されているのでしょうか。

○都市計画課長（太田武則君） JRからの報告の中で、今おっしゃってみえたような異常値とかその辺のところの報告は一切受けておりません。

ただし、季節的に水位が上下するということはあるということは聞いております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

○委員（伊藤 壽君） 発生土の搬出ですけど、何かこれについてほかのほうへも、可児市外へ持っていくという話は聞いてみえないですか。

○都市計画課長（太田武則君） 今聞いておりますのは、先ほどの35.3%が今現状埋まっているということは聞いておりまして、当然増えていくということになっておりますので、あくまで仮置き場になりますので、どこかの時点で県外等に搬出するということにはなっておりますが、具体的にいつからどれぐらいを持っていくという情報は、私どもは受けておりません。以上でございます。

○委員（伊藤 壽君） 要対策土ではなしに、これから掘削する、掘削で出る発生土の移動ですけど、今、長洞ため池の上のところへ埋めていきますけど、今後の予定とか何かは、その情報はないですか。

○都市計画課長（太田武則君） 今の要対策土でない掘削土につきましては、すみません、現状で情報としては持っておりません。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関して終了いたします。

続きまして、報告事項2. 市指定ごみ袋の現況についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○環境課長（土田英雅君） よろしくお願ひいたします。

(2)の市指定ごみ袋の現況についてでございます。

中東情勢の影響を受けまして、自治体の指定ごみ袋の供給に影響が出るとの報道があり、愛知県では臨時的に指定ごみ袋以外での収集を行った自治体もあるというふうでございます。

本市におきましても、本年4月以降、市から販売店への販売量が増加しており、特にテレビ地上波放送のニュース番組で取り上げられた直後の5月下旬には、昨年同時期の3倍を超

える販売量となりました。販売店においては、1人2パックまで、1家族1パックなどの販売制限を行っているところもございました。

市では、通常どおりの発注を行い在庫の確保に努めており、新たな契約も締結したところでございます。また、製造メーカーによると、材料は十分に確保しているとのことでございます。しかしながら、ごみの排出量に変化があるわけではなく、通常を大きく上回る販売量により、現在は市のごみ袋の在庫が通常に比べ減少し、家庭や販売店の在庫が増加する状態になっているものと推察しております。

4月初めの段階から、市民の皆様への買い置き、買いだめをしない旨のお願い広報については、何度も検討をまいりました。コロナ禍でのマスクやトイレットペーパー等の品切れの例もあり、お願いをすることでかえって危機感をあおる事態を恐れ、状況を注視しつつ鎮静化を見守ることといたしました。まだまだ予断を許さない状況ですが、6月に入り販売量が少し落ち着く兆しが出てまいりました。

今後の見通しとしまして、袋のサイズによっては一旦市の在庫が欠品となる期間が出るものの、次の入荷予定も決まっており、大きな混乱を招くことはない見込みでございます。なお、最も多く利用される可燃の大は欠品のおそれはございません。

最後に、指定ごみ袋の製造価格についてでございますが、昨年度の1.5倍程度に上昇しております。必要数確保に向け、補正予算のお願いをすることになる見込みでございます。なお、指定ごみ袋の販売価格の値上げについては、現在のところ考えておりません。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して質疑はありませんか。

○委員（澤野 伸君） 御説明ありがとうございます。

ちょっと今こういう時期でいろいろと苦慮されたことはよく分かりました。非常に体制としてはしっかり整えてあったということは前もちょっとお聞きしておりましたので、心配はしていませんでしたけれども、この件とちょっと関連なんですけど、新しい契約、製造元との新しい契約もされるということ、そしてちょっと値段的にも多少上がってくる、一回上がったらなかなか下がらないかもしれませんけれども、その辺で、もの自体がちょっと強度が弱いという市民の皆さんから非常にお話を受けていまして、今回、一般質問でもちょっと取り入れようかなと思ったんですけど、あまりごみ袋の話をすると、ちょっといろいろとある思ったのでやめましたけれど、今回こういう説明いただいたので、強度の部分について、新しい契約もされるということでしたけれども、その辺について何か市民の皆さんから情報とかいうものが入ってきているかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○環境課長（土田英雅君） いろいろと御配慮いただきありがとうございます。

今の御質問にお答えします。

強度につきましては、仕様、それから材料等、一切変更はしておりません。ただ、もともとと処理する、ささゆりクリーンパークのほうで処理するときにはラインで詰まったりとかしないように、あえて弱く作ってあるといえますか、そういったところがございまして、それを

強度を上げるというのは、そういうリスクを招くということで考えておりません。たまにそういうお問合せも市民の方から直接いただきますが、そういうお答えをしております。

また、今皆さんほとんど可燃の大を使っていらっしゃるかと思いますが、実は大の幅広というものがございまして、幅広を使いますと割と破れにくいといいますが、裂けにくいというそんなところもありますので、そんなお話もさせていただいているところでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もございませんので、この件に関して終了いたします。

続いて、報告事項３．次期ごみ処理施設についてを議題とします。

なお、この件に関しては、参考人として、可茂衛生施設利用組合から事務局長 古山友生さん、建設推進室長 右近武彦さん、総務課長 永田匠さんに御出席いただきました。

それでは、この件につきまして参考人の説明を求めます。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（古山友生君） 本日はよろしくお願いいたします。

日頃は当組合の運営に対しまして御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

次期ごみ処理施設の案件につきましては、令和６年度に本委員会では地元塩河自治会へささゆりクリーンパーク地内での継続操業を申し入れたところまで御説明を申し上げ、それ以降につきましては、地元塩河自治会と協議中であったため、詳細な説明を申し上げることができておりませんでしたけれども、おかげさまで今年の３月末に塩河自治会から継続操業を受け入れるとの回答文書をいただくことができました。これも可児市をはじめ構成市町村の皆様の御理解、御協力のたまものであると思っております。誠にありがとうございました。

本日は、今申し上げましたように、次期ごみ処理施設の建設地がささゆりクリーンパーク地内で決定しましたという御報告と、それからこれまでの経過報告並びに現時点における次期ごみ処理施設の構想を資料に沿って担当の右近建設室長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○可茂衛生施設利用組合建設推進室長（右近武彦君） よろしくお願ひします。

お手元の資料４ページを御覧ください。

資料に沿って説明をさせていただきます。

１番、次期ごみ処理施設建設地の決定ですが、現在稼働しておりますささゆりクリーンパークは、地元の塩河自治会との約束によって４０年間、令和２０年度までの稼働とされております。よって、新しい建設地を探していく必要がありました。

建設地を探す過程が次の２番目、次期ごみ処理施設建設地決定の経緯に、組合による検討を開始してから建設地が決定するまでの経緯をまとめてございます。

まず、令和３年６月に塩河自治会へ、ささゆりクリーンパークを建設候補地の一つとすることについて、操業期限を設けない前提で申入れしております。しかし、令和４年９月に塩河自治会から現段階での候補地の一つとすることは承諾しかねるということの回答を受けて

おります。

一方で、塩河地区以外の建設地を探すことについては、令和3年9月に構成市町村に建設候補地になり得る場所の照会をかけたところ、可児市からは候補地の回答をいただいておりますが、可児市以外の市町村からは該当する場所がないよという回答でした。そこで、その後、組合において建設候補地選定委員会を設置し、可児市内で選定評価を進め、令和6年1月には建設候補地検討委員会から候補地2か所の答申を受けております。

しかしながら、その頃から急激な物価高騰による建設費高騰が懸念され始めたことから、事業費の低減が図れるささゆりクリーンパークでの継続操業を改めて塩河自治会に申し入れることを構成市町村と協議をさせていただき、令和6年5月に塩河自治会に対し、構成市町村の首長連名の嘆願書により継続操業の協議について再度協議の申入れを行っております。その際には、条件として、操業期間を40年間とすること及び塩河自治会が提示する地域振興策の協議に組合が応じることを前提として申入れを行っております。その結果、塩河自治会から協議に応じるとの回答をいただいたため、協議を開始しております。

令和7年12月には、自治会から要望書を受領し、翌年1月に組合からその要望書に対する回答書を提出しております。その後、組合からの回答書を基に自治会員による投票が行われ、3月23日付でささゆりクリーンパーク地内での次期施設建設を受け入れるとの回答をいただきました。

塩河自治会との協議の中では、協議の結果として、資料3にあります塩河自治会への地域振興策及び概算費用のとおり、次期ごみ処理施設の操業期間である令和60年度までの総額として8億円ということを決めた上で、表のあります地域振興策を実施することといたしました。地域振興策として、50年間で8億円という金額が必要になりますが、継続操業ができることによって新たな土地の購入が不要になること、またアクセス道路や下水道などのインフラの整備が不要になることなどから、他地区での建設と比較して事業費を抑制できると考えております。

地域振興策に要する費用は、事業を行うため、また地元地域との合意形成に必要な経費であったと考えており、建設事業に必要な経費として分担金を充てることを御了解、よろしく願いいたします。

続いて5ページを御覧ください。

現段階での次期ごみ処理施設の概要や計画でございます。

航空写真の赤枠で囲われている部分、その範囲が組合の所有地になります。約30ヘクタールあります。建設地につきましては、航空写真にありますとおり既存施設の東隣、すぐ右側になるかと思うんですが、そちらの山を切り崩し約2ヘクタールの平場を造成し、そこに建設する予定です。切り崩した残土については、現在最終処分場になっております箇所に埋立てを行う予定です。

施設の規模や受入品目などについてはこれから検討し、基本計画に記載をしたいと考えております。施設規模につきましては、ごみ量によって規模が決定することから、可児市をは

じめ各市町村で既に取り組んでみえますごみ減量化の効果や人口の増減によって決まってきます。受入品目については、現施設の品目を基本に構成市町村の皆さんと調整を図りながら決定をしていきたいというふうに考えております。

次に、建設費の整備費につきましては、令和5年3月に策定した基本構想で工事費を300億円と見込んでおりましたが、昨年度、複数のプラントメーカーへアンケートを実施したところ、概算であります約450億円という回答をいただいております。非常に物価高騰が進んでおります。また、この建設費用以外にも、造成の工事費であるとか、環境影響評価なども今年度から行うんですが、そういった委託費等もまだかかってきますので、全体の事業費の算出についても今後適切に進めてまいります。

当然、建設はまだ先になりますので、建設費が450億円以上になるということは避けられないというふうに考えておりますが、今後の情報につきましては、なるべく早い段階で各市町村と情報共有をしてまいりますし、事業抑制、事業費抑制に向けては、各市町村と協力して今後も努力してまいりますので、御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後の予定についてですが、今年度から約4年間で県条例に基づく環境影響評価、都市計画決定、基本計画の策定を実施し、その後に造成計画及び造成工事に約3年程度、それから事業者選定及び実施設計、建設工事に約6年程度を費やし、令和20年度には完成、令和21年度から新しい施設での操業の開始を目指しております。

今後も次期施設の建設の進捗状況などについては、適宜御説明をさせていただきたいというふうに考えております。組合からの説明は以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して質疑はありますか。

質疑ありませんか。

○委員（奥村新五君） 4ページの2のところ、自治会活動に対する補助金というところ、分かるんですけど、これ何か文字を変えるとかそういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、大変な地元の意見調整とかそういうものを聞くと、当然、現実的にはこういうことがあるだろうとは思いますが、何か活字を変えるとか、そういう表現をちょっと考えていただいたほうがいいような私は気がします。

○可茂衛生施設利用組合建設推進室長（右近武彦君） 今のところ、地元自治会とは補助金という名前であったり協力金という名前であったりということでお話をさせていただきました。その中でやはり補助金という形でしっかり要綱をつくった上で適切に対応していきたい。地元でもですし、当然組合としても適切に補助金として扱っていききたいという思いで、今のところ補助金という名前で地元とはお話はさせていただいておる状況です。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

いいですか。

○委員（酒井正司君） メーカーの見積りを取られたというんですが、今、何か随分辞退されるところがあるようですが、何社ぐらいの見積りといいますかアンケートだったんでしょうか。

○可茂衛生施設利用組合建設推進室長（右近武彦君） ごめんなさい、正確には覚えておりま

せん。2社か3社から見積りをお願いをしたという形です。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時50分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、協議事項4．次期委員会への引継ぎ事項（案）についてを協議題とします。

引継ぎ事項（案）については、お手元にお示ししたとおり2項目について引継ぎ（案）を作成させていただきました。これについて皆さんの御意見をいただきたいというふうに思います。

これにつけ加えるとかありましたら御意見いただきたいというふうに思います。

〔挙手する者なし〕

御意見がなければこのとおりとさせていただきますので、一応、議事録のために、最後これで委員の皆様御了解いただいたということで読み上げさせていただきます。

記以下のところだけ読ませていただきます。

1．公共交通について。可児市・御嵩町・八百津町において、みなし上下分離方式による名鉄広見線（新可児駅から御嵩駅間）の存続に向け、協議が続けられてきた。しかしながら、同方式による存続については多額の費用が見込まれることから、断念せざるを得ないとの結論に至った。

よって、本委員会において、同区間廃線後の諸課題を洗い出し、住民及び利用者の意見を踏まえつつ、代替交通手段の確保及び利便性について今後とも注視していくこと。

また、令和8年3月24日に開催された令和7年度第3回可児市公共交通協議会において、本市コミュニティバス再編の方向性について決定された。

そこで、「名鉄広見線（犬山駅から新可児駅間）の活性化・市議会や市民団体等からの要望をはじめ、主な利用者である高齢者の移動ニーズに応えていく」との目的が達成されるよう今後の進捗状況を注視し、適宜報告を求めていくこと。

2．脱炭素社会推進への取組について。引き続き脱炭素社会への取組の推進を課題とし、議会報告会や市民団体との懇談会などを通じ、高校生など若い世代を含めた意見聴取を行い、可児市地球温暖化対策実行計画の進捗状況を注視しつつ、課題解決に取り組むこと。以上であります。

以上で、改選後の建設市民委員会において引き継ぐ課題につきましては、委員長案のとおりにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日予定の案件は全て終了いたしました。

そのほか何かございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

それでは、これで建設市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前9時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 6 月 18 日

可児市建設市民委員会委員長